時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送料ヲ申受ク
月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク
月間日、大祭祝日の翌日并に歳末年賀等他の新聞紙休刊の日のみに時事新報の配達は一ケ月前金八錢なり但し郵便配達の地方は此外一枚に付一錢を申受ク

時事新報廣告料前金

一行廿四字詰五號活字ニテ	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

立君政統論

在ボーストン某生

世ハ建國の數少カラズ隨テ其政府の體裁モ亦一樣ならずと雖ども之を要するに立君の政體と共和合衆の政體と唯此二類あるのみ固より其立君政治の中には君主獨裁の風あり議院合議のものあり又其議院合議ハも英國の如きものあり獨逸の如きものありて其仕組一樣ならずと雖ども其大體の種類に至ては唯右の二者あるのみ抑も我國の政體は君主政治にして然かも其君主の血統は古來連綿として曾て絶たるとなく誠ニ以て古今萬國ニ比類なきものと云ふべし尤も來る廿三年よりは國會を開き從來の仕組を變じて萬機公論に決する等なれども是れとても我政統の大體を變ずるにあらず其大體は依然倘ほ立君の政統にして更に王室の威嚴を損するとなかるべし曾ニ之を損せざるのみならず向後人心の赴く所に任じて之を妨げざれば其威嚴は益々貴く未來永遠皇統の連綿たるは余輩の信じて疑はざる所なり右の如く我政統は立君の體ニして今日特に其利害得失を論ずべきニあらず又ハ之れを論ずれば徒ら萬々無益の沙汰なれども此に疑ふべきは古來世の學者論客未だ曾て一言の此政統の利害得失に及ばざるの一事なり蓋し其此に論及せざるは立君政統の至善なる所以を研究考定して然る者なるや或は既に其利害の在る所を考究して竊に其得失を心ニ斷定すと雖ども之を言外ニ發し筆紙に述べ以て之を世に公ニするの勇氣なきものか將た我國の政統立君の風なるが故ニ古來の習慣第二の天性となり其利害を研究するを忘れて唯漠然ハれに滿足するものあるか甚ダ疑はしき次第なり若し果して其心中を吐露するの勇なきものとせんか到底此疑團を氷解するの期なかるべし人智發達の今日に在て復たあるべからざるとあり或は又其習慣ニ依て唯漠然ハれに滿足するものとせんか此滿足は殊に頼み少なき滿足ニして余輩の之に滿足セざるを得ざる所なり蓋し事物の理を研究して心に自から確信する者は容易に之を他に移し難しと雖ども漠然古來の習慣ニ依て之ニ滿足する者は容易に變心して漠然他に移るの憂あるが故なり去れば事少しく陳腐に屬して無益の談ニ似たれども左に聊か余輩の所見を陳述せんに余輩固より我國立君の政統は理論上極て善良なるものなりと斷定して疑はざるものなり扨て余輩の之を善良ありとする所以は我立君の政體を特に萬國に超越するものとして然るニあらず立君の政體は世ニ稀しからず歐羅巴にも立君の國あれば亞細亞にもあり或は墨弗利加の內地黑人の中にも亦あるべし決して世ニ誇るニ足らざるなり又單に政治上より觀て以て立君の政統を善良ありとするにもあらず若し立君の政統を以て政治上至善のものとする時は共和合衆の政體を以て至惡とあさゃるべからざるの理由なれども如何にせん今日の實際に於て亞米利加、佛蘭西の如き共和の政體は支那立君の政體に優ると萬々あれば單に政治上より之を觀る時は立君の政體必ずしも美ならず共和の政體決して惡む可らず到底人智發達の今日に在ては政體の外形は何樣にして其名稱は之を何と名くるも一國政權の歸する所は其國民の公議にあるが故に立君の國と雖ども君主自から政を擅ニする能はず其帝王と云ひ大統領と云ひ一國の政治には殆んど關係少なく內實は虛位を擁するのみニして恰も國民の公議に制せらるゝ者と云ふも可なり近日佛蘭西に於て或流の人々が大統領の官位廢すべしとの說を唱へ漸ク之に同意する者多しと云ふ蓋し此人々は政治上に大統領の不用無益なることを感じたるものあらんか果して其說の行はるべきや否やは豫め明言すること難しと雖ども兎に角に立君の政統を以て善良なりとする所以は一國の政治を以て目的とあり此目的を達するが爲めに然りとするニあらず別ニ王室の貴重ある所以のもの有て然りとするものあり抑も一國人民の互ニ相結合して一群をなし自から他國の人民に對し自他の區別をなす所以は啻に同一の政府の下に居て政治上の關係を齊うするが爲めのみあらず其言語風俗を同うして互に能く其情を通じ互に悅び互ニ憂へ同情同感あるニ依て然る者なり即ち其平生內の社交を親密にし以て外に對するの勢を成すものニして王室は此社交を調和整理して恰も之が中心となり爲り全國の人心を結合するニ最も適するが故ニ余輩は特ニ此調和の功德に依賴せんと欲する者あり譬へば彼の英國の王室の如き法律上に於ては行政立法兩權の源は王室ニ屬し假令へ議院ニ於て可決したるものにても其法律ニして若しも王室の意に適せざるとあれば忽ちこれを廢棄するの權ありと雖ども實際に於ては曾て此權威を振ひたるとなく議院にて可とする所のものは王室も可とし議院の不可とする所は王室の不可とする所となり爲りて其際更ニ王威を輝やすみとなく王室は恰も無用の長物なるが如し議院中或る過激の人々は斯く政治上に王室の權威なきを視て眞に之を無用の長物と誤認し或は宮內の定額を減せん抔と說を唱ふる者あれども是は全く立君政體の精神を知らずして社交上ニあるとを解せざる者の淺見のみ文學技藝等人間高尚の事より慈惠遊樂等の細事ニ至るまで苟も社交上有益のものニして政治社會の外にあるものは一ニとして英國王室の光澤を被らざるものなく皇族は恰も社交の中心にして國民の敬愛決して輕からず前年倫敦府にて開きたる萬國漁業博覽會の際或る夜病院設立の爲めとして特に慈善會を開き英國屈指の貴族豪族は勿論皇族方も悉く出場して或は茶を賣り菓子を賣り此處を先途と各々腕を振ふて客を引きたる其中ニ彼の有名なるウェールスの妃は草花を販ぐの役に當りしニ其店頭は常に人の山をなし一莖の石竹花價五圓の高價なるも須臾ニして悉く之を賣り盡したりと云ふ且平生入館の價は僅ニ廿五錢なるも當夜に限り二圓五十錢と定めたれども尚ほ入場を望む者多くして遂に夜の八時後は門を鎖して入場を拒絶せし程のことなりしとぞ我國に於ても近頃ハれニ類似の事あれども未だ以て社交上の機械とあすに足らず惡くく之を評すれば其會は即ち御用の會にして其慈善は即ち政府の慈善と云ふも可なり此所に來て物を買ふ人物は今の政府の御用達か然らざれば同役の附合、長官の內論、止むを得ずして出でたる官吏のみ其體裁甚だ面白からず此事に就ては後日必ず大に論ずる所あるべし兎ニ角ニ右は些細なる事柄ニして固より事の大體に損益する所なしと雖ども亦以て英國王室の社交上に有力なるを證するニ足るべし米國の共和政體美は即ち美なりと雖ども社交上の欠序に至ては英の整然たるに及ばざること甚だ遠く春花爛熟人心の花ニ厭きたる其時に際し一莖の薔薇を五圓ニ賣るの手際は迚も米人抔の企て及ばざる所ならん英國の王室已に然り我國の王室は其由來も甚ダ古く隨て其人心に感ずる所も極て深く固より英國抔の及ばざる所なれば若し之を利用して社交の中心とあすとあらば其功德は實に廣大無限にして王室の光澤今日ニ幾百倍を加へ後世子孫永く德澤に浴すべきは余輩の固く信じて疑はざる所あり是れ余輩が我國立君の政統ニ漠然滿足せずして殊更らに其滿足すべき所以の理ありて而して是に滿足する所以なり

官報

○海軍省告示第二號
海軍志願兵徴募規則ニ依リ受檢合格採用證書ヲ附與シタル者ノ結婚ハ入營前ト雖モ海軍武官結婚條例ニ依ル可シ
明治廿二年二月四日　海軍大臣伯爵西鄕從道

○敍任及辭令
任林務官　東京農林學校教授正七位　中村彌六
任林務官　東京農林學校教授正七位　高橋琢也
敍奏任官四等　林務官正七位　中村彌六
敍奏任官四等　林務官正七位　高橋琢也
任農商務四等技師　農商務技師試補　松本收
任農商務四等技師　農商務技師試補　志賀泰山
敍奏任官四等　農商務四等技師　松本收
敍奏任官四等　農商務四等技師　志賀泰山
兼任奈良縣高市葛上葛下忍海郡長　海軍大佐　肝付兼行
奈良縣式上式下宇陀十市郡長正八位　東京市區改正臨時委員ヲ命ス　海軍少佐　舟木錄太郎
（以上去ル二日）
奈良縣高市葛上葛下忍海郡長　田部密
（各通）
依願免本官（以上一月二十一日內閣）
鹿兒島縣士族肥後長之介ヨリ戶長楠元節ニ係ル楠木損害金請求ノ詞訟ハ受否伺中ナルニ其被告戶長代人ノ名義ヲ以テ取調ヲ爲シタル段不都合ニ付罷賣ス（以上二月一日司法省）
鹿兒島縣始審裁判所長　島居直樹

○市町村制施行期日　市町村制施行期日の儀秋田縣知事の具申ニ依リ同縣秋田ヘ、青森縣知事の具申ニ依リ同縣弘前ヘ、宮城縣知事の具申ニ依リ同縣仙臺ヘ、熊手縣知事の具申ニ依リ同縣盛岡ヘ市制、其他の町村ヘ町村制を來る四月一日より施行すべき旨孰れも內務大臣より指揮せり

○長崎水道敷設工事　前年來長崎港の一大問題たりし長崎水道敷設工事は去月二十一、二十二兩日ノ臨時長崎區會に於て愈々之を區立とおすみとに議決せり此敷設費收支豫算總計は三十萬圓ニして其內譯は左の如し（長崎縣）

水道敷設工費

費目	金額
貯水池築造費	三六、七七五、七五〇〇〇
濾水池築造費	一六、一一四、六四七〇〇〇
配水池築造費	一〇、七〇五、三六七〇〇〇
敷地買上代及家屋移轉費	一四、九四一、八八八〇〇〇
機械費敷設費	一〇、三四四、一五〇〇〇
家屋建築費	一、四八〇、〇〇〇〇
移管其他外國ヨリ購入品代及運賃	一五六、四七四、〇〇〇〇
工事費	一〇、九六八、三〇〇〇
工事費上代	一三、三〇〇、〇〇〇〇
公債利子	一三、八〇〇、〇〇〇〇
積立金	三〇、〇五、九五八、八三〇〇
合計	三〇、〇五、九五八、八三〇〇

○土州の政黨　土州の政黨に當縣政黨の變りたる樽の政黨相互の關係より一見すれば評すべき有板垣薯總理の末三大事件の爲めに縲絏に至らずして何初より身を以て此時節を打ば眠を覺ますこと能はずして闘れ出ず舊自由黨の再び政黨ばんかの兩者ある所なり次ニ於ける如き邊の二三有力家の方角に向つて國粹保存派を贊成するものもあるものもあり去れば余輩の合體すべきか合體すべきか上兩派の同縣下の自由派の方に重るる議員の數を比較するニ議長副議長の權關新聞あり云ふに一體士族中には維新前後と云ふ說も論なきを云ふに一體士族中の議論を云ふに一體士族中には維新前後の機關なりしが如何蘇敎家の增加を說講義を爲し殊に米佛人の學校にらざるはなく既朝、クリスマスなるやと問はゝ賛歌を唱ふる東りし高知人民もの如きは一層甚

政府補助金　借入金　公債金　積立金　公債金利子　積立金　合計

○市區改正　別稅の內地稅四厘、簡數所六百十四人、別家屋稅は千十九萬三千

（英量）封度　凡我百二十目九分
（英尺）呎　凡我一尺〇五厘八毛
（佛量）甚　凡我二百六十六匁
（佛尺）米突　凡我三尺三寸
本　凡我十三貫五百四十七匁五分
碼　凡我三尺〇
順　凡我二百七十貫九百五十目
哩　凡我十四町四十五間一尺
到着地　出發地　來着　出發日　來着日
横濱港郵便汽船賃着
船名
二月十六日　二月十七日